

平成 30 年 12 月 14 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 1 4 日（最終日）

- 日程第 1 議案第63号 南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第64号 南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例の制定について
- 日程第 3 議案第65号 南知多町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第66号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第67号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第68号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第69号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第70号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 9 議案第71号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 議案第72号 平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12名）

1 番 山 本 優 作

3 番 片 山 陽 市

5 番 内 田 保

7 番 服 部 光 男

9 番 吉 原 一 治

11番 榎 戸 陵 友

2 番 鈴 木 浩 二

4 番 小 嶋 完 作

6 番 石 垣 菊 蔵

8 番 藤 井 満 久

10番 松 本 保

12番 石 黒 充 明

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	中 川 昌 一	総 務 課 長	大 岩 幹 治
検 査 財 政 課 長	山 下 忠 仁	防 災 安 全 課 長	内 田 純 滋
税 務 課 長	神 谷 和 伸	企 画 部 長	田 中 嘉 久
企 画 課 長	滝 本 功	地 域 振 興 課 長	滝 本 恭 史
建 設 経 済 部 長	鈴 木 良 一	建 設 課 長	鈴 木 淳 二
産 業 振 興 課 長	川 端 徳 法	水 道 課 長	相 川 徹
厚 生 部 長	田 中 吉 郎	住 民 課 長	宮 地 利 佳
福 祉 課 長	相 川 和 英	環 境 課 長	宮 地 廣 二
保 健 介 護 課 長	鈴 木 茂 夫	教 育 長	大 森 宏 隆
教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長	山 下 雅 弘	社 会 教 育 課 長	森 崇 史
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮 本 政 明	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 正 則
学 校 教 育 課 指 導 主 事	蟹 江 敏 広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	相 川 博 運	主 幹	大久保 美 保
-------------	---------	-----	---------

〔 開議 9時30分 〕

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る12月4日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第63号 南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第1、議案第63号 南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、新年度の募集のほかに、年度途中の募集も考えているか。

答弁としまして、現時点では新年度からの採用を考えています。中途採用は今のところ考えていませんが、欠員が生じた場合、採用する可能性はあります。

次の質疑としまして、高度な専門的知識経験等を有する職員としては、何を想定しているか。

答弁としまして、総務省の資料では、行政内部からは得がたい専門的な職として、弁護士やIT技術者を想定しており、本町においても同様に考えております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第63号 南知多町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

既に南知多町においては、臨時、非常勤の方が住民サービスのために約150名以上の方がその責任を果たしておられます。住民サービスの公務は、臨時も正規もありません。教育現場でも臨時職員がふえていますが、教育に臨時はありません。

しかし、勤務状況は劣悪の中、担任を持たされ、同じような力を発揮して、ボーナスなしで現場で子どもたちの教育に当たっています。

反対理由は3点になります。

第1に、この任期付職員制度は、行政サービスの安定性、継続性の確保をより難しくするものです。この制度の導入は、少しでも昇給等のメリットを与えた、形が変わった行政側が使いやすい非正規労働の制度の拡大のための条例です。本来、教育も行政サービスも、公務の継続性、安定性、公平性からいって、このような任期付または非常勤、臨時等の不安定な非正規雇用の働き方ではなく、本来、任期の定めのない常勤職員で運営すべきであります。

3年間もしくは5年間働き、やっと住民の信頼関係を築くことができ、一定の技術も取得した職員が、行政側からの一方的な裁量で切ることができる制度です。教師に3年雇ったから、あなたやめなさいという条例です。

不安定雇用の拡大は、雇用される側もサービスを受ける町民にとってもプラスではあ

りません。地方公務員法の精神は、基本は正規職員で職務を運営することが基本になっております。

第2に、条例の解釈が曖昧で、学校用務員さんなどのほぼ同じ仕事についてみえる方に適用されるのか、されないのかわからない解釈は問題です。人事の係の方にお聞きすると、この条例は制定されても、今想定しているのは保健師や保育士や弁護士等で、学校用務員さん、調理員さんは想定していないようです。この条例のもととなっている国の法律は、3条、4条、5条は多様な任期付職員の活用事例が示されております。南知多条例の2条、3条、4条関係に当たるものであります。

総務省自治行政局公務員部公務員課が平成26年12月にまとめた任期付職員制度活用事例集を見ますと、青森県六ヶ所村の事例では、国の任期付職員短時間職員事例5条1、2項関係では、南知多の条例では4条関係に当たります。任期付職員として、さまざまな職種を活用しております。学校用務員さん、調理師さん、保育士さん、通訳業務、建築士さん、運転技能員、窓口業務等々多数です。用務員さんは、岡山県真庭市も導入しております。半田市では、交通指導員の例も紹介されております。

せっかく条例を制定しても、狭い解釈で運用するような行政の姿勢は問題です。

第3は、今後、日産のようなリストラを当たり前とする企業のような自治体づくりを誘発するおそれがある条例だからです。

確かに弁護士等の任期付職員の採用は必要な場合もあり得ますが、現行制度の特別職の採用の別途の方法でも可能です。保育士さんや保健師さんがなかなか応募してもらえない、そういう実態があることは承知しております。しかし、3年、5年という年数で切れば応募していただけるのでしょうか。

私は、やはり基本は正規採用を募集して、その中で個人の要望等、育てる観点から具体的な職務のあり方を探っていけばいいと思います。やたら非正規職員の枠を拡大し、自治体リストラがしやすい制度につながる条例は導入すべきではありません。

以上、この条例に反対を表明して、私の討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第２ 議案第64号 南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第２、議案第64号 南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第64号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 65 号 南知多町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第 3、議案第 65 号 南知多町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第 65 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る 7 日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例第 2 条において、国が省令で定めた利用者に対する支援記録の保存期間 2 年間を 5 年間とし、条例第 3 条において、費用の請求及び受領にかかわる記録についても 5 年間とした理由は何か。

答弁としまして、介護報酬の返還請求の時効消滅は、不正請求である場合を除き、公法上の債権であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年とされています。そのため、サービス提供にかかわる記録及び会計にかかわる記録の保存期間を 5 年間としたものです。

次の質疑といたしまして、指定居宅介護支援事業において、利用者に対する支援記録並びに費用の請求及び受領にかかわる記録を 5 年間保存していなかった場合、罰則はあるのか。

答弁としまして、記録の保存についての直接的な罰則規定は、介護保険法及び本条例にはありませんが、記録の保存に不備がある場合は、まず、町が実施する実地指導等において指導してきます。それでもなお記録の保存が適切に行われない場合は、事業所の指定取り消し、介護報酬の返還を求めることなどを検討することになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第66号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第66号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5 番、内田保議員。

○5 番（内田 保君）

それでは、議案第66号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

町民の皆さんは、私たち議員はしっかり町民の願いや苦しみを町政に反映させるように働いているのか、また石黒町政の財政的運営をしっかり監視できているのかという視点で私たちを見ていると思います。

努力されている方も多く見えると思いますが、私もなかなかその責任を果たせていません。そして、町民の皆さんの立場からすれば、財政的に少しでも節約できるところは節約すべきであると考えておられると思います。

今回の議員の期末手当の支給総額は17万9,700円です。節約できるのではないのでしょうか。ブロック塀対策やエアコン対策の一部に、それを利用すべきではないのでしょうか。

本議案に反対の立場を表明して、討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第66号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 67 号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第 5、議案第 67 号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第 67 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい
て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし
ました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5 番、内田保議員。

○5 番（内田 保君）

議案第 67 号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

2 点、理由を述べます。

第 1 の問題は、節約すべきということです。

町長、副町長、教育長は、南知多町のトップリーダーとして、町民に大きな責任を負
っています。町民からは、町長をはじめとする特別職の皆さんの給料、ボーナスは、厳

しい目が注がれています。

人事院勧告は特別職の期末手当引き上げの理由となりません。人事院勧告は、直接的には国家公務員の一般職についての勧告指針です。人事院勧告と特別職期末手当とは、本来関係ないものであります。

総理大臣などの期末手当は、人勸を参考に内閣府の人事局の提案で閣議決定されているものです。南知多町としても、地方自治の立場から、町民の声と現場の実態を踏まえて、南知多町は節約するとか、それとも0.05アップを少なくするという選択肢もあるはずです。

第2の問題は、特別職給与等審議会が開かれていない問題です。

特別職の給与等は、町民に対して透明性のある提案と決定がなされなければなりません。愛知県では、毎年この時期、特別職、議員の給料・報酬を話し合う審議会を開いています。10人の大学の教授、法曹界、農協、女性団体等でしっかり監視をしています。ことしも10月29日に開き、給料・報酬等について話し合い、現状維持ということを県民に明らかにしています。半田市においても、毎年11月末から複数回開き、ホームページにその内容を公表するそうであります。

南知多町も期末手当と関連してくる同じような特別職報酬等審議会を開くべきです。既に南知多町も審議会の条例はできておるわけですから、引き上げがなくても、また引き下げでなくても、町長や議員、教育長、給料・報酬は妥当かどうかを町民に対して透明性を確保する上で、審議会を開いてチェックすることが必要に思います。そして、期末手当の決定に当たっても、町民に対して納得できる提案が必要です。

財政力指数0.5の南知多町の現状をどう考えるのか。町長をはじめとして、トップには問われています。私は、町民に対して、期末手当を引き上げ分11万5,620円は節約の精神を発揮すべきと考えます。

本議案に反対の立場を表明して、討論を終わります。

○議長（藤井満久君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 68 号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第 6、議案第 68 号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第 68 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、平成 17 年ごろはラスパイレス指数が 90 を切っている時期もあったが、現在はどれぐらいか。

答弁としまして、平成 29 年 4 月 1 日現在で 96.0 となっています。

次の質疑としまして、給料は上がっていないのにラスパイレス指数が上がっているということは、若い職員がふえたということか。

答弁としまして、若い職員がふえたということが直接の原因となっているわけではありません。ラスパイレス指数は、経験年数等により国家公務員との平均給料月額を比較し算出している結果として、近年は若干上昇しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第69号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第69号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、農業共済組合が独自で業務を運営していくことになったのか。

答弁としまして、平成26年4月に知多地区農業共済事務組合をはじめとした県内6つの組合が合併し、愛知県農業共済組合が設立されました。それに伴い、事務引き継ぎとして、平成29年度末まで5市5町から職員を派遣していましたが、現在は組合職員のみで運営しております。

次の質疑としまして、職員を派遣できる団体は幾つあるか。

答弁としまして、社会福祉協議会、シルバー人材センター、農業共済組合、篠島保育園の4カ所です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第69号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第5号）

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第70号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第70号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

福祉課関係について、質疑としまして、障害者総合支援事業費を増額補正する理由は

何か。

答弁としまして、当初の見込みより給付費の利用日数や人数が増加し、今後、予算が不足するためです。

次の質疑といたしまして、障害者総合支援事業費に係る国・県負担金は、年度途中でも増額の申請は行えるのか。

答弁としまして、所要額がふえると見込まれる場合は、増額の変更申請ができます。

保健介護課関係について、質疑としまして、介護施設等整備事業費補助金の増額補正の理由は何か。

答弁としまして、特別養護老人ホーム大地の丘を運営する社会福祉法人あぐりす実の会が、本年度、その隣接地に認知症高齢者グループホームを建設することに対し、県の補助金交付要綱が改正され、施設開設準備経費等支援事業の定員1人当たりの補助額62万1,000円から80万円に変更されました。これにより、町は同額の補助金を県から受けるため、増額となりました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

続いて、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第70号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごとに関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

税務課関係について、質疑としまして、地方税共通納税システムが稼働されると、今までとどう変わるのか。

答弁としまして、これまでのエルタックスという全国共通の地方税の申告システムに、新たに納税システムが追加され、法人や個人の事業者が電子的に納税できるようになるものです。

次の質疑としまして、地方税共通納税システム改修委託料は毎年発生するのか。

答弁としまして、来年10月の稼働に向け、今年度と来年度に必要となります。

総務課関係について、質疑としまして、一般職の給与費のうち給料について、職員の

途中退職により減額補正となっているとのことだが、途中退職の理由はどういったものがあるのか。

答弁としまして、自分に合う仕事を新たに求めるなど、自己都合の退職です。

次の質疑としまして、初任給は国の基準より高いが、ラスパイレス指数は低いということは、年齢が高くなってくるほど国の基準より給料が低いということか。

答弁としまして、初任給を国の基準より高くしたのは今年度からです。最新のラスパイレス指数は現在計算中ですが、若干上昇すると見込んでいます。学歴別、経験年数別に国と比較して、高校卒などで大きく平均給料月額が低い階層があることが影響しているため、ラスパイレス指数が低くなっております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第70号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第71号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の

件を議題といたします。

本件に関し、文教厚生委員長の報告を求めます。

榎戸文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第71号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、補正予算給与費明細書の職員手当の内訳のうち、時間外勤務手当が13万円減額補正となっているのはなぜか。

答弁としまして、上半期の時間外勤務手当支給実績に応じて、予算額を減額補正したものです。

次の質疑としまして、補正予算給与費明細書の職員1人当たりの給与の表において、平成30年4月1日と比べて、平成30年12月1日現在の平均給料月額と平均給与月額がいずれも増額となっているのはなぜか。

答弁としまして、平均給料月額は、給与改定による増額です。平均給与月額は、給料に加え職員手当を含みますが、4月1日現在に比べて12月1日現在では、時間外勤務手当などの職員手当が増額となったため、平均給料月額の増額分を上回る増額となっております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第71号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第72号 平成30年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第72号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、水道課職員1名が依願退職しているのに、給与が減になっていないのはなぜか。

水道課の職員の給与は、水道会計と一般会計から支出しています。依願退職した職員は一般会計から給与を出しているためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第11、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも、御苦労さまでした。

〔 閉会 10時06分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 片 山 陽 市